

令和8年2月17日

吉田町長 田村典彦様

吉田町下水道料金等審議会  
会長 遠藤誠作

### 下水道使用料の改定について（答申）

令和7年5月14日付け吉上下第173号により諮問を受けたこのことについて、本審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申する。

#### 記

##### 1 はじめに

吉田町の下水道事業は、地方公営企業法を適用しており、「下水道使用料による自立経営」の実現を目指すことは、本来のあるべき姿である。

令和6年に下水道使用料の改定を行ったが、当町の下水道事業は、現在も一般会計から多額の補填を受けて運営しているのが現状であり、下水道事業の恩恵を受けていない町民からの税金が投入されることによる税負担の不均衡及び本来は教育や福祉等、当町の行政施策の財源として活用すべき一般会計からの繰入金により収支不足を補っていることが問題である。

本審議会は、吉田町下水道事業の健全かつ持続可能な運営に資するため、下水道使用料の在り方について、慎重に審議を行った。

##### 2 答申内容

下水道事業の将来にわたる持続性及び健全な経営の確保の観点から、今後も経費削減や水洗化率の向上に対する施策などの経営努力を継続することが前提となるが、次のとおり改定すべきである。

ただし、改定の実施に当たっては、急激な物価上昇等により地域経済や町民生活に甚大な影響をもたらしている現状を踏まえ、慎重に判断されたい。

###### (1) 下水道使用料改定時期と改定率の目安

受益者負担の原則を踏まえた上で、「下水道使用料による自立経営」を実現するために、改定率については、令和4年度の答申書策定時に算出した目標

値に対して順調に推移していることから、従来の計画どおり令和4年度から見て、令和9年度に66%の引き上げとすることとする。

この場合、令和6年度から見た令和9年度の使用料の引き上げ率は約24.8%となる。

## (2) 使用料体系

使用料体系は従来の体系を維持しつつ、累進使用量制については、激変緩和を目的として、引き続き0から10 m<sup>3</sup>の間で一部採用するが、緩和率については縮小する。

## 3 付帯意見

- ① 使用料改定に当たり、住民の理解が得られるよう十分に説明責任を果たすこと。
- ② 下水道の役割である汚水処理事業を確実に果たし、水環境を守るよう適切な施設運営を行うこと。
- ③ 水洗化率を高めるため、未接続者に対して、積極的な広報活動等接続推進が図られる事業を行い、更なる水洗化率の向上に努めること。
- ④ 下水道事業の経営について、人口減少により、将来の使用料収入は減少する見込みである一方、更新費用の増加は見込まれる。更新費用を含めた下水道事業としての使用者負担と一般会計負担の在り方について、町として対応を考えること。
- ⑤ 物価高騰により町民生活が厳しい中であるが、下水道事業の安定運営のため、今回の料金改定はやむを得ないものと判断した。なお、今後も経費削減などの経営努力に努めること。